

六。

丁十六日平頭八制工員の邊理支那人本萬問「本々世論」夫の職務要求を本
職務中暗此式對話議會の其の點を求む、同聯合の本然、武藏等の點を斟
うてふ士名敷署の剪裁書を十四日提出し「改工費賃切らば本端」まへの
「擴字幕轉引金來並の封印の事由を尋」斯干要難

「擴字幕轉引金來並の封印の事由を尋」斯干要難

十三日同工員内に立する擴字（吉田春士名）が食單の變更をへたる其の立思を
尋

尋

一、年賃賃聞　自即時大正二月十四日　至大正二月十五日

一、資　金　常　出　金　吉　田　一　圓　二十　錢

一、資　金　團體會　全員十六　文　（内文六一　文）

一、年賃參照書　三二　文　（内文一五　文）

一、資　本　金　能　萬　圓　（全賃將及）升　奏　書　（名古屋市中通白金）三一　日　一　六

一、資　本　金　能　萬　圓　（名古屋市中通白金）三一　日　一　六

一、資　本　金　能　萬　圓　（名古屋市中通白金）三一　日　一　六

一、資　本　金　能　萬　圓　（名古屋市中通白金）三一　日　一　六

一、資　本　金　能　萬　圓　（名古屋市中通白金）三一　日　一　六

一、資　本　金　能　萬　圓　（名古屋市中通白金）三一　日　一　六

法人協調會名古屋出張所

法人協調會名古屋出張所

- 一、社宅立退きを延期されたし
- 二、給料の値下げ復活されたし
- 三、但女工は精分工賃二割値上げされたし
- 四、勤務時間は規定通り厳守されたし
- 五、半期賞與を全職工に支給されたし

而して其の回答を翌十七日なすことに不したがこれを容認せられず中評にて
アデビラを撒布して氣勢を揚げ全員を爭議團に結集せんと逸し、工場側に於
いても硬軟兩派に分れたので黒石辨一は其の東區大津町三丁目の私宅に兩者
を招いて十八日午後二時より協議し妥協することに決定し十九日午後二時よ
り工場に於いて縣調停官補小酒井氏門前署特高係高橋佐太郎の兩氏立會の
下に労資協議した結果同日午後九時左の條件で解決した。

覺　書

今回黒石織布工場の從業員と工場主の紛議は兩者互讓の上左記條件を以て圓
滿解決す